

介護休業給付の内容及び 支給申請手続について

被保険者・事業主のみなさんへ

被保険者の方が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと介護休業給付金の支給を受けることができます。

支給を受けるためには所定の手続が必要となりますので、このリーフレットをお読みいただき、公共職業安定所（ハローワーク）で手続を行ってください。

介護休業終了後に支給申請手続が必要です

介護休業給付金支給申請書の提出は、休業終了後、終了日の翌日から2か月を経過する日の属する月の末日までに行う必要があります。

また、この支給申請手続は、被保険者の方またはこれを代行する事業主の方が行ってください。

事業主の方は雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を提出してください

事業主の方は、雇用する被保険者の方が介護休業を開始した場合、介護休業開始日の翌日から10日以内に雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を提出していただく必要があります。

ただし、事業主の方が被保険者に代わって介護休業給付金支給申請書を提出することとされている場合には、上記によらず、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書を、支給申請書と同時に提出することができます。



厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

1

介護休業給付金の概要

(1) 支給対象者

☆ 家族を介護するための休業（下記(2)を満たすものに限る。）をした雇用保険の一般被保険者の方で、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月（過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限る。）が12か月以上ある方が支給対象となります。

（注1）一般被保険者の方が65歳に達すると高年齢継続被保険者となりますので、この日以後に介護休業を開始した場合は、支給対象者となりません。

（注2）介護休業開始日前2年間に疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払いを受けることができなかった日数をこの期間に加えた日数（最大4年）となります。

☆ なお、介護休業を開始する時点で、介護休業終了後に離職することが予定されている方は、支給の対象となりません。

☆ 介護休業を開始した一般被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、上記の他、休業開始時において同一事業主の下で、1年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用される見込みがあることが必要です。

(2) 支給対象となる介護休業

☆ 介護休業給付金は、以下の①及び②を満たす介護休業について、支給対象となる家族の同一要介護につき**1回の介護休業期間**（ただし、介護休業開始日から**最長3か月間**）に限り支給されます。

① 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある家族（次のいずれかに限る）を、介護するための休業であること。

a. 一般被保険者の、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」「父母（義父母を含む）」「子（養子を含む）」「配偶者の父母（義父母を含む）」

b. 一般被保険者が同居しかつ扶養している、一般被保険者の、「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」

② 被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

☆ 同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業についても介護休業給付金の対象となります。ただしこの場合は、同一家族について受給した介護休業給付金に係る支給日数の通算が93日が限度となります。（4頁参照）

☆ なお、介護休業は、産前・産後休業中に開始することはできず、介護休業の期間中に他の家族に対する介護休業、産前・産後休業、育児休業が開始された場合、それらの新たな休業の開始日の前日をもって当初の介護休業は終了し、その日以降の分は介護休業給付金の支給対象となりませんのでご注意ください。

要介護状態

対象家族

(3) 給付の内容

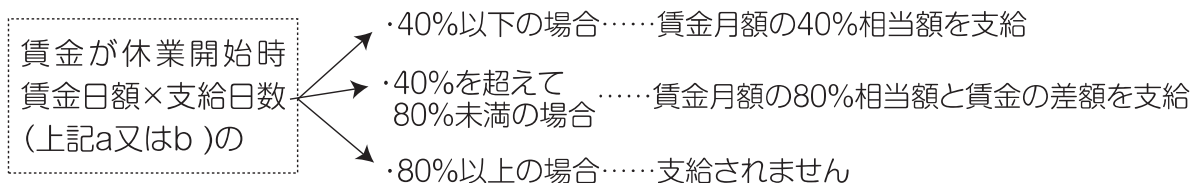
- ☆ 介護休業給付金は、介護休業期間を介護休業開始日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に介護休業終了日を含む場合はその介護休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）に区切り、それぞれの期間ごとに支給額を計算し、それらの合計額を一括して1回で支給します。
- ☆ 介護休業給付金の対象となる介護休業期間は一回で最長3か月ですので、介護休業給付金の支給対象は、最大3支給単位期間ということになります。
- ☆ 一つの支給単位期間中に、全日休業している日（日曜日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）が20日以上なければ、その支給単位期間については支給対象となりません。
ただし、介護休業終了日の属する1か月未満の支給単位期間については、休業している日数が1日以上あれば支給対象となり、20日以上である必要はありません。
- ☆ 支給単位期間の途中で離職した場合、当該支給単位期間は支給を受けることができません。
- ☆ 介護休業給付金の支給の対象となる支給単位期間を支給対象期間といいます。

(4) 支 給 額

- ☆ 介護休業給付金の各支給対象期間ごとの支給額は

原則として、休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%です。
(賃 金 月 額)

- ① 「支給日数」とは、a) b)以外の支給対象期間については30日、b) 休業終了日の属する支給対象期間については、当該支給対象期間の日数です。
- ② 「賃金日額」は、事業主の提出する「休業開始時賃金月額証明書（票）」によって、原則、介護休業開始前6か月間の賃金を180で除した額であり、これに上記①の支給日数の30を乗じることによって算定した、「賃金月額」が430,200円を超える場合は、「賃金月額」は430,200円となります。（これに伴い、1支給対象期間あたりの介護休業給付金の上限額は172,080円となります。）
また、この賃金月額が69,900円を下回る場合は69,900円となります。
〔上記の金額は平成24年7月31日までの額です。〕
- ③ 支給対象期間中に賃金支払日があり、そこで支払われた賃金（ただし介護休業の期間を対象とする賃金に限る。）の額と、「賃金日額 × 支給日数（上記①又は②）」の40%相当額の合計額が、「賃金月額」の80%を超えるときは、当該超えた額が減額されて支給されます。その結果、次のようになります。



※ 同一対象家族について要介護状態が異なることにより再び介護休業給付金の支給を受ける例

① 平成23年4月1日から5月31日まで取得した介護休業について、支給日数61日の介護休業給付金を受給。

・支給対象期間その1 平成23年4月1日～4月30日 【支給日数 30 日】 ((4)①a参照)

・支給対象期間その2 平成23年5月1日～5月31日 (休業終了日5/31)

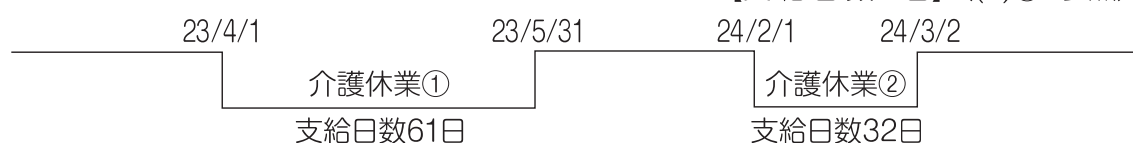
【支給日数 31 日】 ((4)①b参照)

② さらに、同一対象家族について要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業について、支給日数32日まで (①と通算して支給日数93日まで) 介護休業給付金の受給が可能。平成24年2月1日から3月2日まで介護休業を取得。

・支給対象期間その1 平成24年2月1日～2月28日 【支給日数 30 日】 ((4)①a参照)

・支給対象期間その2 平成24年3月1日～3月2日 (休業終了日3/2)

【支給日数 2 日】 ((4)①b参照)



(注1) 支給対象期間の記載について (支給申請書⑭、⑰、⑳欄)

○ 支給対象期間には、介護休業開始年月日から介護休業終了年月日 (介護休業期間が3か月以上にわたるときは介護休業開始年月日から3か月を経過する日) までの期間について、介護休業開始年月日から1か月ごとの期間を記載してください。

介護休業開始年月日から3か月を経過する日とは、当該開始年月日から3か月目の月において休業開始年月日に応ずる日の前日 (応ずる日が当該月がないときは当該月の末日) をいいます。

そこで、平成23年8月31日から3か月を経過する日とは、11月に応ずる日がありませので、平成23年11月30日となります。また、例えば、平成23年5月31日から3か月を経過する日は、平成23年8月30日となります。

○ 支給対象期間の記載は、以下のようになります。

(1) 支給対象期間その1の初日は、介護休業開始年月日となります。そして、支給対象期間その2の初日、支給対象期間その3の初日は、翌月、翌々月の介護休業開始年月日に応ずる日 (休業開始年月日と日が同じ年月日。応ずる日が介護休業開始年月日の属する月の翌月又は翌々月がないときは、それぞれの月の末日。) となります。

そこで、支給対象期間その2の初日は、平成23年9月30日、支給対象期間その3の初日は、平成23年10月31日となります。

(2) 支給対象期間その1の末日は、支給対象期間その2の初日の前日、支給対象期間その2の末日は、支給対象期間その3の初日の前日となります。支給対象期間その3の末日は、介護休業終了年月日となります。

そこで、支給対象期間その1の末日は、平成23年9月29日、支給対象期間その2の末日は、平成23年10月30日、支給対象期間その3の末日は、平成23年11月30日となります。

(例1) 5月7日から7月25日まで介護休業を取得した場合 (例2) 5月31日から8月31日まで介護休業を取得した場合
 【介護休業開始年月日5月7日・介護休業終了年月日7月25日として記載】 【介護休業開始年月日5月31日・介護休業終了年月日8月30日として記載】

支給対象期間その1 平成23年5月7日～6月6日

支給対象期間その2 平成23年6月7日～7月6日

支給対象期間その3 平成23年7月7日～7月25日

支給対象期間その1 平成23年5月31日～6月29日

支給対象期間その2 平成23年6月30日～7月30日

支給対象期間その3 平成23年7月31日～8月30日

介護休業給付金支給申請書記載例

昭和11年1月15日生まれの一般被保険者の父親(介護対象家族)の介護のため、平成23年8月31日から3か月間取得した介護休業について、介護休業給付金の支給申請を行う場合の介護休業給付金支給申請書の記載例。

様式第33号の6 介護休業給付金支給申請書

帳票種別 11601

1. 被保険者番号 1301-234567-8 2. 資格取得年月日 3-630401 (3 期別 4 平成)

3. 事業所番号 1301-765432-1 4. 姓(漢字) 労働 5. 名(漢字) 太郎 6. 介護休業開始年月日 4-230831

7. 介護対象家族の姓(カタカナ) ロウトウ 8. 介護対象家族の名(カタカナ) シーロウ 9. 介護対象家族の性別 1 (1 男 2 女) 10. 介護対象家族の続柄 2

11. 介護対象家族の姓(漢字) 労働 12. 介護対象家族の名(漢字) 次郎 13. 介護対象家族の生年月日(元号・年・月・日) 3-110115 (1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成)

14. 支給対象期間その1(初日) 4-230831 (末日) 4-230929 15. 全日休業日数 30 16. 支払われた賃金額 31

17. 支給対象期間その2(初日) 4-230930 (末日) 4-231030 18. 全日休業日数 31 19. 支払われた賃金額 31

20. 支給対象期間その3(初日) 4-231031 (末日) 4-231130 21. 全日休業日数 31 22. 支払われた賃金額 31

23. 介護休業終了年月日 4-231215 (介護休業期間が3か月未満のとき記入) 24. 終了事由 (1 職場復帰 2 休業事由の消滅)

25. 賃金月額(区分・日額又は総額) 26. 同一対象家族に係る介護休業開始年月日 27. 期間利用者の継続雇用の見込み

28. 支払区分 29. 金融機関・店舗コード 30. 未支給区分 31. 処理区分 32. 特種事項

上記被保険者が介護休業を取得し、上記の記載事項に誤りがないことを証明します。東京千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111 主事印
平成23年12月15日 事業主氏名 ㈱行政工業 代表取締役 行政修一
雇用保険法施行規則第101条の19の規定により、上記のとおり介護休業給付金の支給を申請します。クラウド クロウ 印
平成23年12月15日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 労働 太郎

払渡希望金融機関指定届

払渡希望	フリガナ	トウキョウロウドウギンコウ	金融機関コード	2962	店舗コード	297	金融機関確認印
金融機関	名称	東京労働銀行 文京	本店(支店)		号		
	預金(貯金)通帳の記号(口座)番号	第 654321					

◆ 金融機関へお願い
雇用保険の失業給付金受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。
1. 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄及び「預金(貯金)通帳の記号(口座)番号」欄を確認した上、「金融機関確認印」欄に貴金融機関確認印
(店舗名の明示されたもの)を捺印してください。
2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください。

備考
賃金締切日 日 有(毎月、3か月・6か月・) 無
賃金支払日 当月・翌月 通勤手当 無
※ 支給決定年月日 平成 年 月 日
処 支 給 決 定 額 円
理 不 支 給 理 由
通 知 年 月 日 平成 年 月 日

社会保険 労働士 記載欄
作成年月日・提出代行書・事務代理者の表示 氏 名 電話 番号
印

2010. 2

⑥欄及び⑭欄の初日には、介護休業開始年月日(平成23年8月31日)を記載してください。

介護休業開始年月日である平成23年8月31日から介護休業終了年月日(介護休業期間が3か月以上をわたるときは介護休業開始年月日から3か月を経過した日)である平成23年11月30日までの期間について、介護休業開始年月日から1か月ごとの期間を支給対象期間その1、支給対象期間その2、支給対象期間その3の欄に記載します。
支給対象期間その1又は支給対象期間その2の末日に介護休業終了年月日を記載した場合は、その次以降の支給対象期間の記載は行いません。(注1)(4頁)

⑭⑰⑳欄の各々の支給対象期間中に全日にわたって介護休業をしている日(日曜日、祝日等のような所定労働日以外の日も含みます)の数を各々⑮⑱㉑欄に記載してください。

⑭⑰⑳欄の各々の支給対象期間に支払われた賃金額を各々⑮⑱㉑欄に記載してください。この賃金は、臨時の賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く賃金です。また、⑮⑱㉑欄のいずれかの支給対象期間に支払われた賃金であっても、介護休業期間外を対象とした賃金については記載しません。(注2)

㉑欄の介護休業終了年月日には、介護休業が開始日から3か月を経過した日の前日までに終了した場合のみ、その日を記載してください。
例えば、介護休業開始年月日から3か月以内に職場復帰により介護休業が終了した場合は、職場復帰日の前日を㉑欄に、㉑欄に「1」を記載します。また、介護対象家族を介護しなくなったことにより介護休業が終了した場合は、その休業事由の消滅した日を㉑欄に、㉑欄に「2」を記載します。他の休業を開始したことにより支給申請に係る介護休業が終了した場合は、他の休業の開始日の前日を㉑欄に、㉑欄に「2」を記載します。

払渡希望金融機関指定届について支給申請書の裏面の注意を読んで正確に記載してください。

(注2) 支給対象期間に支払われた賃金額の記載について(支給申請書⑮、⑰、㉑欄)

支給対象期間に支払われた賃金とは、支給対象期間中の賃金支払日に支払われた賃金であって、介護休業期間を対象とした賃金をいいます。

(例) 賃金締切日20日、賃金支払日25日の事業所において、8月31日から11月30日までの介護休業を取得した場合
休業開始日(8月31日)



支給対象期間その1(8/31~9/29)には、この期間の賃金支払日(9/25)に、支給対象期間その2(9/30~10/30)には、この期間の賃金支払日(10/25)に、支給対象期間その3(10/31~11/30)には、この期間の賃金支払日(11/25)に支払われた賃金額を、それぞれ⑮⑰㉑欄に記載することとなりますが、それぞれの賃金支払日に支払われた賃金額のうち、一部分でも介護休業期間外を対象としているような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等の額は計上せず、介護休業期間中を対象としていることが明確な給与・手当等の額のみを計上してください。

2

介護休業給付金の支給申請関係手続

介護休業給付金の支給を受けるためには、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「介護休業給付金支給申請書」を、その内容を確認できる添付書類とともに提出期限までにハローワークに提出することが必要です。

なお、提出期限を過ぎますと、原則として支給を受けられなくなりますので、期限に遅れないように注意してください。

1. 「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の提出について

提出者	事業主
提出書類	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」
添付書類	「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の記載内容が確認できる書類（賃金台帳や出勤簿等）
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク※本手続は電子申請による支給申請も可能です。
提出期限	被保険者が介護休業を開始した日（介護休業開始日）の翌日から起算して10日以内。 ただし、事業主が被保険者に代わって「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

2. 「介護休業給付金支給申請書」の提出について

提出者	被保険者又は事業主（なお、できるだけ、事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、事業主の方が提出するようにしてください。）
提出書類	「介護休業給付金支給申請書」（申請書の下部に「払渡希望金融機関指定届」が付いています。）
添付書類	① 被保険者が事業主に提出した介護休業申出書（7頁参考様式参照） ② 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類（住民票記載事項証明書等） ③ 介護休業の開始日・終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等） ④ 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等） ※被保険者本人が提出する場合は、事業主が本人に交付する「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」「介護休業取扱通知書」（8頁参考様式参照）及び上記②～④を添付してください。
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク ※本手続は電子申請による支給申請も可能です。
提出期限	介護休業終了日（介護休業期間が3か月以上にわたるときは介護休業開始日から3か月を経過する日）の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで。 （例えば介護休業終了日が7月25日の場合、7月26日～9月30日）

◎雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記載のリーフレットはハローワークの窓口にあります。

3. 支給決定の通知

支給申請の結果は、支給額等の記載された「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」により通知されます。

4. 支給方法

支給決定された場合の介護休業給付金は、支給申請書中の払渡希望金融機関指定届により届け出られた被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間後に振り込まれます。

(参考様式)

介護休業申出書

(事業所名)

(事業主名) 殿

〔申出日〕 平成 年 月 日

〔申出者〕 (部局)

(フリガナ)
(氏名)

私は、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 介護対象の家族の状況	(1) 氏 名	(フリガナ)	
	(2) 本人との続柄		
	(3) 同居・扶養の状況	同居し扶養を している・していない	
	(4) 介護を必要とする理由		
2 介護休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日まで	備考	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て い る・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕 (2) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業をしたことが な い・あ る → 平成 年 月 日から 年 月 日まで 再度休業の理由 〔 〕 (3) 1の家族の同一の要介護状態について介護休業の申出を撤回したことが な い・あ る → 再度申出の理由 〔 〕 (4) 1の家族についてのこれまでの介護休業及び介護短時間勤務の日数 日		

〔記入上の注意〕 ・ 1-(3)は、介護対象の家族が申出者の祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入してください。
・ 1-(4)は、介護対象の家族が、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にあることを、簡単に記入してください。〔例：〇〇病によって歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣のために、常時、介助が必要。〕

(注) 育児・介護休業法第11条第3項及び施行規則においては、労働者は、介護休業を取得する場合、その事業主に書面（介護休業申出書）によって申出なければならない旨が規定されています。
介護休業申出書の様式自体に特に定めはありませんが、上記様式を参考としてください。
なお、詳しくは、都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

キ
リ
ト
リ
セ
シ

(参考様式)

介護休業取扱通知書

〔申出者〕 (部局) _____
〔フリガナ〕
(氏名) _____ 殿

(通 知 日) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(事業所名) _____

(事業主名) _____ 印

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日にされた介護休業についての申出について、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 介護休業の期間等	- 適正な申出がされていまして、申出どおり平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの介護休業をしてください。 - 申し出た期日が遅かった(休業開始予定日の2週間前以降) ので休業開始日を平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日(終了日平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)としてください。 - あなたは介護休業の対象者でないので介護休業をすることはできません。 - 申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間勤務ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業又は介護短時間勤務ができる日数は残り()日になります。
2 介護休業期間中の 取扱い等	(1) 介護休業期間中についての給与は() となります。 (2) 身分は() 所属のままとします。 (3) あなたの社会保険料本人負担分は、() 月現在で1月(約 _____) 円ですが、介護休業を開始することにより() 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払請求書を送付します。指定された日までに下記に振り込むか、() に持参してください。 振り込み先(_____) (4) 地方税については、市区町村より直接納税通知書が届きますので、それにしたがって支払ってください。 (5) 職場復帰プログラムを受講できますので、希望する場合は、() に申し出てください。
3 介護休業後の労働 条件	(1) 介護休業後のあなたの基本給は() 円です。 (2) 平成() 年() 月の賞与については算定対象期間に() 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、介護休業期間の勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4) 復帰後は原則として() で介護休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了2週間前までに決定し正式に通知します。 (5) あなたの() 年度の有給休暇はあと() 日ありますので介護休業期間を除き平成() 年3月31日までの間に取得してください。 次年度の有給休暇は今後() 日以上欠勤がなければ、繰越し分を除いて() 日請求できます。
4 そ の 他	(1) 申出に係る家族を介護しなくなる等あなたの介護休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に() あて電話連絡をして下さい。この場合の介護休業終了日後の出勤日としては、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 (2) 介護休業期間中についても会社の福祉厚生施設を利用することができます。

(注) 育児・介護休業法第21条第2項及び施行規則には、事業主は、労働者が介護休業の申出をしたときは、その労働者に対して、①労働者の介護休業中における待遇に関する事項、②介護休業後における賃金、配置その他に関する労働条件に関する事項、③その他の事項(介護対象家族の死亡等により介護休業が終了した場合における取扱いに関する事、事業主が立替え払いした社会保険料の労働者負担分についての決済方法)の取扱いを書面(介護休業取扱通知書)の交付によって明示するよう努めなければならないこととされています。

介護休業取扱通知書の様式自体に特に定めはありませんが、上記様式を参考としてください。

なお、詳しくは、都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

キ
リ
ト
リ
セ
ン